

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年10月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 6番 野 崎 文 夫 委員 | 7番 五十嵐 秀 一 委員 |
| 8番 蒲 澤 正 委員 | 9番 大 桃 伸 之 委員 |
| 10番 眞 野 薫 委員 | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |

29番 熊倉 睦 委員 30番 原田 勝 委員
31番 小林 茂宏 委員 32番 坂井 浩行 委員
33番 横山 一雄 委員 34番 廣川 哲也 委員

欠席委員 2名

5番 栗原 一郎 委員 24番 阿部 銀次郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀 雅志
経営基盤係副参事 渡辺 正美
経営基盤係主任 堀江 定昭
経営基盤係主任 高野 久美子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、10月の定例総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。8番、蒲澤正委員、28番、渡邊勝夫委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。今月の申請は1件で、面積5,105㎡であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件でございます。

28番は、新堀地内の農地2筆、5,105㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開きをお願いいたします。今月の申請は新規設定12件、面積3万8,

561.02㎡、再設定4件、面積1万346㎡、合計では16件、面積4万8,907.02㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの29番から順に説明を申し上げます。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

29番から5ページの40番までの12件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

29番は、井栗地内の農地5筆、1,261.02㎡、30番は同じく井栗地内の農地2筆、538㎡、31番は同じく井栗地内の農地2筆、2,022㎡、32番は同じく井栗地内の農地3筆、835㎡、33番は井栗1丁目地内の農地3筆、993㎡、34番は北野新田地内の農地1筆、121㎡、35番は駒込地内の農地6筆、2,858㎡、36番は井栗地内の農地3筆、4,045㎡、37番は月岡3丁目地内の農地2筆、1,031㎡、続きまして、38番は井栗地内の農地11筆、1万2,338㎡、39番は同じく井栗地内の農地4筆、6,048㎡、40番も同じく井栗地内の農地5筆、6,471㎡、以上12件につきましては相対で新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

次の41番から6ページの44番までの4件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いいたします。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、10月26日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時20分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定12件、再設定4件、合計件数17件、面積5万4,012.02㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言お願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案の8ページをお願いいたします。今月の申請は6件で、合計面積2万4,776㎡であります。

7ページにお戻りをお願いいたします。28番から順に説明申し上げます。

28番は、東新保地内の農地2筆、28㎡を譲り受け人が耕作不便のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万円であります。

29番は、上保内地内の農地2筆、1,066㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

30番は、原地内の農地2筆、1,734㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、31番は、上須頃地内の農地4筆、4,084㎡を同一世帯内後継者等が譲り渡し人の要望により贈与で取得するものであります。

32番は、南五百川地内の農地1筆、1,054㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により贈与により取得するものであります。

33番は、東大崎地内ほかの農地、計13筆、1万6,810㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数6件、面積2万4,776㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の9ページお願いいたします。今月の申請は15番1件で、東鱈田地内の農地2筆、187.77㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校東側200m付近で、500m以内に2つの教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の54番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積187.77㎡で、書類

審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

10ページお願いいたします。今月の申請は14番1件で、一ノ門2丁目地内の農地1筆、132㎡を駐車場7台の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧一ノ木戸小学校南東200m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積132㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

13ページお開きをお願いいたします。今月の申請は10件で、合計面積1万9,696.92㎡であります。

11ページにお戻りをお願いいたします。

54番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の15番でご説明させていただきました内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

55番から説明を申し上げます。55番は、西裏館3丁目地内の農地2筆、1,969㎡を売買により取得し、宅地分譲8区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校北西300m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、56番は、旭保育所と裏館保育所が老朽化してきたため、統合して保育所を建設するため、東裏館3丁目地内の農地4筆、3,942㎡を売買により取得し、既存水路敷75㎡と一体利用し、保育所1棟、芝生広場、駐車場・通路及びグラウンド・多目的広場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、裏館小学校北側隣接地で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

57番は、西四日町4丁目地内の農地1筆、283㎡を使用貸借権の設定により、アパート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、嵐南保育所西側200m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、58番は、曲渕3丁目地内の農地4筆、2,982㎡を売買により取得し、介護つき有料老人ホーム1棟、定員50名でございます。ホーム1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。

なお、本施設につきましては譲り受け人が役員となっている新潟市秋葉区の株式会社ふれあいの杜が借り受け、運営することになっております。また、株式会社ふれあいの杜は介護つき有料老人ホーム、グループホームなどを新潟県内において9カ所展開しております。場所につきましては、県立三条高等学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

59番は、曲渕2丁目地内の農地10筆、3,024.15㎡を売買により取得し、既存道水路敷159.46㎡と一体利用し、宅地分譲12区画、道路、公園等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡小学校北側600m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

60番は、塚野目2丁目地内の農地2筆、1,521㎡を売買により取得し、宅地分譲6区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、塚野目保育所北西100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

61番は、本年1月の総会におきまして農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件でございます。

大宮新田地内の農地2筆、3,900.5㎡を売買により取得し、工場1棟、駐車場・通路・回転広場及び緑地帯の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円です。場所につきましては、金属工業団地の南側入り口付近で、業務施設が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、直江町3丁目地内の農地1筆、743㎡を売買により取得し、宅地分譲3区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円です。場所につきましては、三条直江簡易郵便局南東200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

63番は、善久寺地内の農地3筆、1,145㎡を売買により取得し、建て売り住宅3棟、駐車場、道路及び車回転場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円です。場所につきましては、JAにいがた南蒲いちい支店北西400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数10件、面積1万9,696.92㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明いたします。

14ページお願いいたします。ここで相続税の納税猶予制度について、久しぶりの案件、約2年ぶりの案件でございますので、若干私のほうから説明をさせていただきます。

農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など、大きな問題があります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられております。

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈、遺言によるものでございますが、移譲により農地を取得して、みずから農業を営む場合または一定の貸し付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税のうち、一定の要件のもと納税が猶予されます。

この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必

要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。

なお、税務署に証明願を出すのは被相続人が死亡してから10カ月以内ということで規定されておるところでございます。

このたび租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったので、審議をお願いするものであります。

被相続人は、平成27年1月10日に死亡され、相続人の協議の結果、平成27年8月1日、遺産分割協議が成立をいたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて2万4,772㎡、そのうち今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は2万954㎡であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第7号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』ご説明いたします。

15ページの議第7号参考をお願いしたいと思います。当審議会につきましては、市長の諮問に応じ議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額を審議する組織でございます。

本年5月1日開催の互選会におきまして野崎会長を推薦させていただいたところですが、任期が11月30日に満了になることから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市特別職報酬等審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩を挟んで自由な意見を交換していただきたいと思っております。

しばらくの間、休憩します。

（午前10時12分から午前10時15分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、6番、野崎文夫が留任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、6番、野崎文夫を推薦いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、村山代理の隣に着席願います。

15番、刈屋委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

改めましておはようございます。それでは、農政対策部会より報告いたします。

農政対策部会は、10月20日の午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員13名のほかに、村山会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、9月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成28年度三条市農林関係施策の要望についてであります。

審議の結果、お手元に配付してあります報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりとし、市長に要望することといたしました。

要望項目は、10項目となりました。昨年度においても同じく10項目の要望がありまして、その中から4点を重点項目として位置づけておりましたが、平成28年度要望については全て重点事項といたしました。

それでは、2ページ以降の要望事項について、昨年と主な変更点を中心にご説明いたします。

お手元にこの農政対策部会の結果報告についてというのが配られてあると思いますが、これを照らし合わせてご参照いただきたいと思います。

2ページの第1、地域農業の活性化対策についてのところに(3)、多目的機能支払交付金事業についてを追加いたしました。農村地域では、以前から過疎化や高齢化といった問題を抱えており、農地のほか、ため池、水路、農道などの農業用施設を農業者だけで守っていくのが難しくなっている中、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策により農地や農業用施設、農村環境を維持保全する活動に対して支援が行われてきました。平成26年度からは従来の制度を拡充し、農業の有する多目的機能の発揮を促進し、担い手の負担を軽減することを目的とした多目的機能支払交付金事業として実施されています。本事業を推進していく上で三条市独自のガイドラインを定めることにより、農業者や地域住民の制度理解を深め、取り組みの拡大を図る必要があると思われまるといいたしました。

続いて、3ページの4、環境に優しい安心、安全な農業についての3項目からですが、消費者の要望に合った農産物の生産を推進する一つの手法として、環境資源であるもみ殻等の活用が有効です。過去においては、圃場の暗渠工事の際に、もみ殻を埋め戻し材として活用していましたが、現在ではその需要が少なくなったことから、良質な土壤改良材の原料となるもみ殻等の有効利用について検討する必要があるといたしました。

続いて、5ページの7、果樹栽培農家に対する助成設置についての2項目から、近年洋梨（ルレクチェ）、西洋梨の褐色斑点病の被害が本市でも拡大しております。農家の経営安定と果樹の品質向上を図るため、三条市果樹共済加入促進事業の補助率の引き上げ等により、各共済の加入推進を図る必要がありますとし、具体的な支援策として補助率の引き上げ等を明記することといたしました。

同じく5ページの8、有害鳥獣駆除対策についての2行目めから、特に近年は熊、猿、イノシシ、タヌキの出没数が多く、他地域では人的被害も聞きますとし、タヌキの被害が出ていることから、タヌキを加えました。

6行目からは、有害鳥獣捕獲の担い手緊急補助事業の補助率の引き上げ等により、狩猟免許の新規取得者の確保対策を講じる必要がありますとし、具体的な支援策として補

助率の引き上げ等を明記することといたしました。

最後に、10の農業委員会活動についての3行目から、さらに平成28年4月施行の改正農業委員会法では、農業委員会はその主たる使命である農地利用の最適化を図るため、担い手の農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消などについて強力に進めなければならないとされています。ことし農業委員会の平成28年度以降の新たな使命を明記することといたしました。

関係施策の要望については、来る11月13日午前9時に、会長、会長代理、農政対策部会の正副部長3人、議会選出の阿部委員、横山委員からも同行いただき、計7名で市長に面会して、提出する予定となっております。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。

29番、熊倉委員。

29番（熊倉 睦委員）

29番、熊倉でございます。先ほどの5のところでもいろいろとありましたが、タヌキと言われておりましたが、私のほうで聞いているのは果樹自体、大島とか代官島あたりでもハクビシンが非常にふえていると、タヌキもふえているんですが、ハクビシンが木に登ったりとか、タヌキは木に登らないのだけれど、ハクビシンは木に登ってブドウとか、そういうものを食べると。それで、うちのほうでもハクビシンが非常にふえて、網を張っても、そこを越えて中に入ってくると。タヌキよりもハクビシンのほうじゃないでしょうか。できたらそれを加えてもらいたいと思います。

議長（野崎会長）

刈屋部会長。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

今ほど熊倉委員のほうからハクビシンの被害もあちこちで起こっていると、そういうふうな意見が出ましたので、どうでしょうか。ハクビシンも加えるということで。

（「異議なし」の声あり。）

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

じゃ、ハクビシンも加えるということで。

議長（野崎会長）

16番、佐藤委員。

16番（佐藤 満委員）

同じく8番のことですが、猟友会のほうから一言言ってもらいたいということなのですが、なかなか金もかかるし、火薬の銭の出ないということですので、これはやっぱり猟友会の人たちも、市もそうだけど、補助金を出して、鉄砲を撃ったのに火薬代も出ないので、なかなか参加できないという、出てもらうのにほとんど利益がないということ

でだめということで、三条市のほうから猟友会のほうに火薬代ぐらい一部出して、大いに捕獲してもらいたいと思いますので、その件、伝えていただきたいと申し出がありましたので、お願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

刈屋部会長。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

その件も要するに補助率の引き上げ等を明記するというこの中に入っていると思いますので。

16番（佐藤 満委員）

猟友会の人に火薬代も出ないので、なかなか出づらいつと話ありました。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

そういうところでご理解ひとつお願いいたします。

議長（野崎会長）

9番、大桃委員。

9番（大桃伸之委員）

済みません、長くなりまして。4番の環境に優しい安心、安全な農業についてなんですけど、そこでもみ殻等が使われているのだと。今回細部のことは、その他意見で言おうと思ったのですが、このほうが適正かなと思って、この場で先の意見と、もしその場で意見として拡充ができるようだったらお話ししていただきたいと思います。ちょっと多くなってしまつて。

それと、もみ殻の処理についての件です。近年1軒当たりの耕作面積がふえる中、もみ殻の処理に困っている農家がふえています。これ私もその中の一人であります。もみ殻は、そのまま燃やせば野焼きとして扱われ、廃棄物処理法の罰則ですか、5年間懲役または1,000万円以下の罰金になるそうです。燻炭にすれば例外的に認められるそうですが、やはり通報されれば行政指導の対象となり、消防署や警察が駆けつけます。私の稲刈り中など、農道でそのような光景をやっぱり周囲で何件か見るときがありますので、これはどうも適切に処理できていないんじゃないかなと思って、いかがなものかと思つております。

県のほうでは、26年度の稲わら等焼却防止実施方針というのがちょうどちょっと見つけたので、説明したいと思つます。その中で市町村の役割として、市町村は農業協同組合と連携を図り、もみ殻の収集体制を構築し、収集場所を確保するという方針が打ち上げられております。三条市の場合に、特に三条市の中でももみ殻を燃やすなみたいなことが環境の条文の中に入っていると存じます。三条市のその中で堆肥場をつくるなり、剪定枝の堆肥場と同様な処理場をやっぱりつくつていかなければ、今後人・農地プランが加速している中で、どうしてももみ殻の部分で困つて、拡大できない農家も考えられますので、どうぞその中で意見として、拡充できればそのようなことも伝えていただければと思つております。

私個人的に、もう一つのアイデアとしては大島郷地、果樹園地帯では堆肥場があります。近年堆肥場をつくっている農家が余り見受けられないのですが、その施設も少しでも利用してレクチェというか、果樹園の中に補助というのがあったので、その中で補助対象の中にしていけば、少しでももみ殻の処理が、箱物を少しでもつくり、中で処理できるのではないかと考えているので、意見として、もし伝えられればよろしく願います。

以上です。

議長（野崎会長）

はい。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

今大桃委員からのもみ殻の件、施設を要望してほしいことだと思うのですよね。去年は、その施設を要望事項として確かに取り入れたのですが、その施設自体が予算面とか、いろいろあるということで、今回は各農家に、もみ殻を粉碎する機械があるそうですね。それを農家に充当してやったらどうかという、そんな意見なのです。それ粉碎して田んぼに散布すると。ちょっとこの件についての意見、補足してくださいという。

議長（野崎会長）

今大桃委員さんのほうからの内容の質問でございますが、ちょっと時間かかりますが。先般退農連の総会においてこの話は出ました。内容を報告いたしますが、やはりこのもみ殻問題が非常に難しいということで何とか市で面倒見ていただければいいかなということで今年度ですか、昨年度から話は出ていたわけでございます。昨年度の退農連の総会に出席したところ、農業委員会としてぜひそういうものを対応していただきたいということを市へ訴えてくれるよう要請していただきたいということを言われました。そんな中で、うちらも一生懸命努力いたしますが、ぜひ退農連の皆さん方からもご協力お願いしたいと思いますということで私は置いてきたわけなのですが、そうしたら、即今年度ですか、現佐藤会長さんと大桃さんと両名で副市長のところへ行きまして、要請したわけでございます。そんないきさつもあります。

そういったようなことで、我々農業委員会がやはりこの件については黙ってられないということで私も大桃委員さんと同じ考え方でございます。このもみ殻の処理というのは非常に困っているということで、三条市では環境課のほうでいろいろ企画されているかと思いますが、このぐらいの容量が要るのかということはまだ把握していないということでございます。一番手っ取り早いのは、堆肥化をして三条市の米として販売する努力をしていかなければならないんじゃないかということで、有機化をしていくという形の中で堆肥化を目指していってほしいなということでストックする場所も確保しなければならない。ストックする場所というのは、やはり問題ありますが、一時転用を図りながらストックしてそういう堆肥化を、大面積を市のほうで利用していただいてやってもらうという形を、そのほうが一番手っ取り早いのではないかと考えてございましたが、やはりそうなるとう経費もかかってくるだろうし、今大桃委員さんが言われたように、果樹地帯が一時堆肥をつくって、ぬかが引っ張りだこで、私もあっちへ行

ったりこっちへ行ったり、やってきた経過もありますが、今ここ二、三年、もう要らないと、堆肥をつくる時間もないと、散布する時間もないと。散布すれば草が生えてくる。じゃ、草刈りのほうが手間がかかるということで非常に大問題になっておるわけでございますが、そういったような経験者の中から、やはり堆肥化を目指してやるのも一つの方針ではなかろうかなと思っておるわけでございます。私は、市長に面会したときに、この11月13日ですか、口頭でまた強く要請していきたいと思っておるわけでございますので、そういうことでご理解願いたいと思います。よろしいでしょうか。

9番（大桃伸之委員）

はい、ありがとうございました。

議長（野崎会長）

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

ただいま活発な意見の交換があって、大変いいことだなと思いました。

それで、思うんですが、事前にこういう意見の交換、また要望事項を取りまとめた上で農対で案として取り上げていただくというような手順を来年度以降、できるものならお願いをしたいということが1点と。

せっかくこの立派な要望事項ができたわけでございますので、できれば事前に配付していただきたいという要望をさせていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

じゃ、事務局のほうからひとつお願いいたします。

事務局（堀事務局長）

廣川委員のご質問等につきまして、私のほうから事務局として答弁させていただきたいと思いますが、まず第1点としまして、要望書を事前に議案と一緒に配付できなかったことにつきましておわびを申し上げたいと思います。来年度からは、事前に議案と一緒に送付……時間の問題もあるんですが、議案と一緒になかなか難しい、日程的にちょっと今回難しかったんですが、来年度からは別途、まとめ次第、総会前に送れるような体制をとるように考えていきたいというふうに思っています。

もう一点でございます。農政対策部会、事前に各委員のほうからこういう市長要望を上げていただきたいということを取りまとめてほしいというご意見だと思いますが、事務局としてはその辺につきまして農政対策部会のほうで今後話し合ってくださいと思っています。

以上です。

議長（野崎会長）

じゃ、廣川委員、それでよろしいでしょうか。

34番（廣川哲也委員）

はい、要望ですから。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の方は、出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

なお、30日は午後1時から「委員県内一日研修」を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (8 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 8 番)
